

定 款

ウインテスト株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ウインテスト株式会社と称し、英文では W i n t e s t C o r p . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子計測機器及び電子回路の企画、開発、販売に関する事業。
2. コンピュータ・ソフトウェア及びシステムに関する事業。
3. 情報ネットワークシステムの企画、開発、販売に関する事業。
4. 通信システムと関連機器の企画、開発、販売に関する事業。
5. 太陽光発電と関連機器の企画、開発、販売ならびに太陽光発電システムの保守点検・整備・保証管理に関する事業。
6. 医療機器の企画、開発、販売に関する事業。
7. その他一切の適法な事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 横浜市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条 1 項の規程による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役のうち取締役会により定めた者が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役のうち取締役会により定めた者が議長となる。

代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会

(取締役会ならびに監査等委員会の設置)

- 第18条 当社は取締役会ならびに監査等委員会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は7名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は 3名以上4名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 取締役の解任決議については、議決権を有することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役のうち取締役会により定めた者がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
3. 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会)

第25条 監査等委員会は、法令の定めにある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
3. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
4. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条の13第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
3. 但し、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第34条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

（期末配当金）

第40条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第42条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。